6　新規則別表六(二)の書式は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

7　新規則別表六の二(二)及び別表六の二(二)付表の書式は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

8　新規則別表十(六)及び別表十(六)付表の書式は、投資法人が平成二十八年四月一日以後に支払う所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十五第一項（投資法人に係る課税の特例）に規定する配当等の額に係る事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）の所得に対する法人税について適用し、投資法人が同日前に支払った改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十七条の十五第一項（投資法人に係る課税の特例）に規定する配当等の額に係る事業年度（適用事業年度に該当する事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

9　新規則別表十二(六)の記載要領第二号の規定は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

10　新規則別表十四(八)の書式は、法人の平成二十八年九月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

11　この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）別表三(二)の書式　同表の表中

中小企業者以外の法人 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」−「11」−「42」)−別表六(十一)「23」−別表六(十二)「30」−別表六(十三)「24」−別表六(十四)「22」−別表六(二十)「22」−別表六(二十三)「24」−別表六(二十四)「12」)	中小企業者以外 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」)−別表六(九)「23」−別表六(十六(十一)「24」−別表六(十二)「6八)「22」−別表六(二十一)「28」−別12」)
大法人による完全支配関係がある中小企業者 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」−「11」−「42」)−別表六(七)「16」−別表六(八)「10」−別表六(九)「22」−別表六(十一)「23」−別表六(十二)「30」−別表六(十三)「24」−別表六(十四)「22」−別表六(十七)「24」−別表六(十八)「36」−別表六(十九)「16」−別表六(二十)「22」−別表六(二十一)「13」−別表六(二十二)「21」−別表六(二十三)「24」−別表六(二十四)「12」)	大法人による完全支配関係がある ((別表一(一)「2」+「5」+「7」)−別表六(六)「25」−別表六(七六(九)「23」−別表六(十)「28」−「24」−別表六(十二)「6」−別表−別表六(十六)「35」−別表六(十表六(十九)「15」−別表六(二十)「二十一)「28」−別表六(二十二)「12

とあるのは

の法人 −「11」−「42)「28」−別表 」−別表六(十 表六(二十二)「	受取配当等の益金不算入額 ((別表八(一)「16」又は「33」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)
る中小企業者 −「11」−「42)「22」−別表 別表六(十一) 六(十五)「24」 八)「22」−別 21」−別表六(」)	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」＋別表十七(三の四)「17の計」)

と、

とあるのは

受取配当等の益金不算入額 ((別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱 (別表十(三)「40」)
外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」＋別表十七(三の四)「27の計」)	

と、

費の特別控除額	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)

とあるのは

とする。